最終更新日：2015年7月8日

株式会社ケアサービス
代表取締役社長　福原　敏雄
問合せ先：取締役執行役員社長補佐兼サポートセンター長　石崎　利生
証券コード：2425
http://www.care.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、会社の意思決定機関である取締役会の活性化、
経営陣に対する監視及び不正を防止する仕組みであると考えております。

又、円滑な企業経営のために行うあらゆる手段はコーポレート・ガバナンスの対象であり、
企業に係る利害関係者（株主、取引先、ご利用者など）に対し企業の透明性を高めることで、企業価値を高め、
公正な経営を実現することと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
有限会社友愛	831,400	39.59
福原 敏晴	271,100	12.90
ケアサービス従業員持株会	84,000	4.00
渡辺　栄治	51,400	2.44
市村　司	50,000	2.38
東京海上日動火災保険株式会社	48,000	2.28
楠田　卓	18,600	0.88
王　剛	15,100	0.71
楠本　秀作	12,800	0.60
株式会社SBI証券	12,300	0.58

支配株主（親会社を除く）の有無 更新	福原　敏晴
親会社の有無	なし

補足説明 更新

※上記持株比率は、当社の保有する自己株式120，000株を含んで算定しております。
　なお、当社は、自己株式を上記大株主から除いております。

※ 自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による
　自己株式の取得結果および取得終了に関するお知らせ

　当社は、平成27年6月26日にお知らせしました自己株式の取得について、平成27年6月29日に下記のとおり実施いたしましたので、
　お知らせいたします。

　なお、この取得をもちまして、平成27年6月26日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了いたしましたので、
　併せてお知らせいたします。

1．自己株式の取得を行った理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式を取得したものであります。

2．取得の内容

（1）取得した株式の種類　当社普通株式

（2）取得した株式の総数　38，700株
　（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1，95%）

（3）株式の取得価額の総額 25，580，700円

（4）取得日 平成27年6月29日

（5）取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引
（ToSTNeT－3）による買付け

（ご参考） 自己株式の取得に関する決議内容（平成27年6月26日公表分）

（1）取得する株式の種類 当社普通株式

（2）取得する株式の総数 39,000株（上限）

（3）株式の取得価額の総額 25，779，000円（上限）

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引と同様に適正な条件で行うことを基本方針としており、
当社の意思決定機関である取締役会において取引の内容および妥当性について審議を経て取引の可否を判断することにより、
少数株主の利益を害することのないよう対処しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人より監査結果等について定期的に報告を受ける他、緊密に情報交換を行い、各々の監査の実効性確保に努めております。

また、内部監査部門の監査結果について定期的に報告を受ける他、必要に応じて調査・報告等を要請し、実効的な監査を行うことができるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤好　優臣	公認会計士													
吉田　由美子	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤好　優臣	○	―――	公認会計士として会社財務・法務に精通しており、業務執行状況、議案・審議等につき中立かつ客観的立場で積極的に発言されていることから選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
吉田　由美子	○	―――	社会保険労務士として公認会計士・税理士事務所に所属し、経営全般にわたる指導に従事しており、業務執行状況、議案・審議等につき中立かつ客観的立場で積極的に発言されていることから選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動型報酬制度における評価指標の定め方、税制面等でなお検討の余地ありと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

「有価証券報告書」において、取締役、監査役（社外監査役を除く）、社外役員別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

社外監査役に対しては、以下のようなサポート体制を整えております。

（1）取締役会の開催に際して、主管部署（事務局）である総務課および経営企画部・経営管理課などの関係部署より、
資料を事前に配布しているほか、その他、必要に応じて事前説明を実施しております。

（2）常勤監査役、内部監査室と定期的に会合を持ち、情報の共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、社内におけるコンプライアンスの徹底やディスクロージャーの強化等
公正かつ透明性の高い経営を実施することを重要な課題と位置づけており、取締役会と監査役・監査役会により
取締役の業務執行の監督及び監査を行うため、監査役会制度を採用しております。

監査役会は監査役3名（うち社監査役2名）で構成され、毎月定期的に開催される取締役会をはじめとする重要な会議への出席や
業務・財産の状況調査をするなどの方法により、取締役の業務執行を監督しております。

当社の業務執行、監査・監督の円滑を図るために、以下の会議体が設けられております。

取締役会　毎月定時開催（取締役・監査役）　必要に応じて臨時開催

戦略会議　毎月定時開催（取締役・監査役・執行役員・部門長）

監査役会　毎月定時開催（常勤・社外監査役）　必要に応じて臨時開催

監査の状況としては、業務監査を担う3名の監査役・2名の内部監査室の他、会計監査は京都監査法人と監査契約を結び、
会計監査が実施されております。

監査業務を執行する公認会計士2名（高津　靖史、齋藤　勝彦）

上記いずれも監査勤続年数7年以内であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、監査役設置会社であり、2名の社外監査役を選任しております。

なお、社外監査役2名による監査が行われることにより、外部からの経営監視機能が機能する体制が整っていると判断しておりますので、
社外取締役を選任せず、現状のコーポレートガバナンス体制を選択しております。

なお、社外監査役2名は独立役員であります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年6月25日頃を開催日としております。
その他	(「株主総会招集通知の早期発送」について) 事業年度終了後、法令に定められた監査手続きを経て招集通知を完成させることから、 正確を期するためにも相当の日数を必要とするのが、実情でございます。 また、招集通知の発送は、法律上は総会開催日の2週間前に発送すれば、足りるものと されておりますが、当社においても早期の発送が可能となるよう、検討してまいります。 (招集通知のWEB開示について) 招集通知につきましては、当社ホームページ上においても掲載しております。 (参考書類、事業報告のWEB開示について) 当社は、法令の定めるところにより株主総会参考書類、事業報告、計算書類をWEBで開示 できる旨、定款にて定めております。 しかしながら、全ての株主様がインターネットの利用環境を整えられているとは限らないため、 従前どおり招集通知への添付を継続しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期2回(半期に1回)、決算発表後に、 決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、決算説明会資料、 決算情報以外の適時開示情報や株主通信、中期経営計画書などの情報を、 随時、掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	主管部署として経営企画部・広報IR課を 関連(補完)部署として、経営企画部・経営管理課を それぞれ設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社における全社的な経営方針書でございます「ケアサービスフィロソフィ」に、 ステークホルダーの立場を尊重した「企業理念」を定め、 その実現に向けて、全社を挙げて取り組んでおります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、
その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

（1）取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び従業員が業務執行において遵守すべき事項を定める「企業理念」、「行動指針」及びそれに基づく日々の行動目標を記した「ケアサービスフィロソフィ」の改定をし、取締役及び従業員へ周知徹底を図り企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図っております。
なお、「ケアサービスフィロソフィ」は、法令や社会環境等の変化に応じ、随時これを見直してまいります。

内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、経営全般にわたる管理、運営の制度及び業務の遂行状態の適正性と効率性について内部監査を行っております。
内部監査に関する事項は、代表取締役社長がこれを行っております。
また、内部統制チームにより、内部統制システムの精度を高めることにより、内部統制の4つの目的である「業務の有効性」「財務報告の信頼性」「法令遵守」「資産の保全」の整備、運用を行い、不正や誤謬防止に努めております。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録及び各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書その他取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存しております。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の業務遂行上発生するリスクについては災害時を含む様々な行動基準及び各種業務マニュアルにおいて、その発生時における対応を定め、また、ボイスメール（音声メール）にて緊急連絡体制を敷き、損失の極小化を図っております。
経営戦略に関する意思決定など経営判断に関するリスクについては、取締役会等において充分に議論を尽くし、かつ、必要に応じ外部専門家の意見を徴し、意思決定を行っております。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び「取締役会規程」等に定める事項について、機動的に意思決定を行っております。
当社の業務執行上の意思決定は、「取締役会規程」等に定める事項を除き、「職務権限規程」に定める職務権限及び手続きに従って行っております。

（5）監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制
当社は、監査役が必要とした場合、監査役を補助する従業員を置くものとし、その人選については、監査役との間で協議するものとします。

（6）監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立に関する事項
監査役の職務を補助すべき従業員の任命、異動、評価及び懲戒については、事前に常勤監査役に報告し、了承を得たうえで行うものとします。

（7）取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会その他重要な会議に出席いたしております。「稟議規程」によって決裁された起案文書は、すべて監査役に回付されます。
監査役は、必要に応じて取締役及び従業員から報告を求めることができ、取締役及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ぐに監査役に報告いたします。

（8）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
内部監査部門は、監査の方針・計画等について監査役と事前協議を行い、また監査に関する情報交換を行う等、監査役と緊密に連携しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、社会秩序や市民生活の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業・団体・個人とは、いかなる取引も行わない方針を堅持しております。
代表取締役が命ずる者は、警察及び関連団体等との連携に努めており、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備・強化を進めております

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

